

令和4年度 第42回 東大阪市子ども・子育て会議 議事録

日時：令和4年7月22日（金） 15:30～17:00

場所：本庁舎18階研修室

出席者：子ども・子育て会議委員 11名

（関川会長、井上委員、大西委員、岡本委員、奥野委員、斎藤委員、中泉委員、
中西委員、森内委員、森田委員、好川委員）

事務局 22名

（立花、川西、森田、岩本、望月、本家、高橋、赤穂、増井、片岡、浦野、古井、
山口、樽井、出口、中渕、田谷、高品、石塚、松木、林、中西）

計33名

資料

【資料1】令和4年度の入園・入所状況について

【資料2】認定審査部会の報告について

【資料3-1】子ども・子育て支援事業計画 進捗状況

【資料3-2】子ども・子育て支援事業計画 実績数値

【資料4】児童相談所の設置に向けて

1. 開会

●事務局・本家

着座にて失礼します。それでは、定刻となりましたので、ただいまから第42回子ども・子育て会議を開催いたします。本日は大変お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。司会を務めさせていただきます、子どもすこやか部子育て支援室の本家と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日全委員18名中11名のご出席をいただいております。東大阪市子ども・子育て会議条例第6条第2項において、会議は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないとされておりますが、以上の通り、本日は定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

本会議は、議論の状況を速やかに公開するという観点から、議事録を後日、本市子どもすこやか部ホームページにて公開する予定です。また、会議についても公開を原則としておりますので、東大阪市子ども・子育て会議傍聴に関する指針に従い募集いたしましたが、申し込みがなかったことを報告させていただきます。

委員の皆様におかれましては、令和4年7月1日付けで新たに委嘱・任命させていただいております。お手元に委嘱状・任命書を配布しております。ご確認のほどよろしくお願いいたします。

今回の委嘱に先立ちまして、市民委員の募集及び選考を実施させていただきましたところ、奥野大輔委員、中泉あゆみ委員、本日ご欠席ですが中村成伸委員に引き続きご参加いただくことになりました。どうぞよろ

しくお願いいたします。

また第42回子ども・子育て会議より、新たにご参集いただきました4名の委員をご紹介します。

神戸女子大学文学部教育学科教授、大西雅裕委員です。

●大西委員

大西でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

●事務局・本家

東大阪市私立幼稚園協会会長、森内庸介委員です。

●森内委員

森内でございます。よろしくお願いいたします。

●事務局・本家

公立保育所長代表、森田一富美委員です。

●森田委員

よろしくお願いいたします。

●事務局・本家

東大阪市立小学校校長会役員、羽谷幸司委員におかれましては、本日公務のためご欠席となります。

それでは、お手元に配付しております資料のご確認をお願いいたします。当日配布資料として、配席表、委員一覧を配布しております。また事前配布資料は、会議次第、配付資料一覧に記載されています。資料はおそろいでしょうか。

それでは、関川会長にこの後の議事進行をお願いいたします。

●関川会長

はい。新型コロナウイルスが爆発的に感染拡大している中、そしてお忙しい中にもかかわらず、ご参集いただきましてありがとうございます。特に、保育・教育施設関係者の皆様方、現場で大変な状況なんではないかと改めてお察し申し上げます。

さて、この子ども・子育て会議は今回で42回の開催、かれこれ10年以上になるんでしょうね。市民の皆様、特に子育て中の方々に多く参加いただいて、そして学識、関係者だけで市の施策を、いいよいいよって決めないように、現場の状況やあるいは困ってる状況などを代弁いただき、そこでこの場で皆様としっかり議論して市の施策にフィードバックするということで、子ども・子育て会議地方版が始まったのです。42回という回数は制度創設前から始まって、本当に丁寧に丁寧に議論を積み重ねてきた結果だと思います。

今日も中泉さんが右わきにおられて、最初から子育てをしている当事者の立場でとても丁寧に積極的に、市の施策からするととても痛いところを優しく指摘していただいて、それに回答いただいていたという経緯

があったりします。

さて本日は、就学前の教育・保育施設の入所状況、さらには令和3年度の子ども・子育て支援に関する各事業の事業実績について、事務局から報告いただいて今後に向けての議論を進めていきたいと思えます。委員の皆様にはそれぞれのお立場からご意見を頂戴し、活発な議論をしてもらいたいと考えておりますので、ご協力よろしくお願ひいたします。

それでは、次第に基づいて議事を進めてまいります。議事1 令和4年度の入園・入所状況についてご説明いただけますでしょうか。

●事務局・増井

－【資料1】に基づき説明－

●関川会長

はい、ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明に関しまして、ご意見・ご質問ございませんでしょうか。

待機児童0、令和3年と令和4年。おそらく、供給過剰の状態になっているんでしょうね。児童定員数が8928人、入所児童数が8761人、一昨年くらいから逆転しているんでしょう。まあ、エリアでみると、供給過剰になってむしろ余っているところが顕著なエリアと、なおかつ入りにくいエリアがこの7つのエリアで存在するんだと思います。

はい。井上委員いかがでしょう。

●井上委員

質問というよりも教えていただきたいなということなんです、私立幼稚園が園児さんを募集される時期と公立・私立のこども園さん、幼稚園も含めて1号認定の募集をされる時期というのはどういうふうになっておりますでしょうか。というのも子どもの早い遅いで取り合いみたいになっていないのかなということが気になりましたので、ぜひ教えていただきたいと思ひます。

●関川会長

どうなっていますか。

●事務局・片岡

着座で失礼します。施設指導課の片岡と申します。よろしくお願ひいたします。

去年から8月15日号の市政だよりで市立・私立の幼稚園で1号認定や3号認定の民間保育園の募集を一斉に掲載させていただいておひまして、今年度もその予定をしております。かつ募集時期をなるべく合わせてくださいということでお願ひはしているかと思ひます。民間保育園は以上です。

すみません、補足で公立幼稚園も同じように市政だよりで掲載させていただいておひます。以上です。

●井上委員

ということは、東大阪市としては1号の子どもに関しては一斉に募集が始まっている状況を作っています

と理解してよろしいでしょうか。

●片岡課長

少し時期が2、3日ずれはあるかもしれませんが、他の園さんの各々の状況があるやもしれませんが、一定そのようにお考えていただいてよろしいかと思えます。以上です。

●井上委員

ありがとうございます。

●関川会長

森内委員、実際のところはどのような状況なのか、少し簡単に加えてご説明いただけるとありがたいです。

●森内委員

はい。まずですね、東大阪市私立幼稚園協会に加盟いただいております東大阪市内の私立幼稚園、私学助成園と呼ばれる園ですね、それからですね、幼稚園型認定こども園に移行された元私学助成園、それから幼保連携型認定こども園に移行されました元私学助成を受ける幼稚園、これの合計22園につきましては、大阪府下で1号認定児及び私学助成の園に入園される1号相当園児の入園募集手続きについては、従来より10月1日以降に行うことという、紳士協定みたいなものをずっと適用いたしてまして、各園それに従っておるような状況でございます。この旨につきましては、本年度は、先日7月8日の金曜日に東大阪市幼稚園教育振興協議会というところで、東大阪市の教育委員会さんと情報を今年度も共有いたしております。合わせましてですね、保育会、保育協会さんの方にも私立幼稚園協会は1号及び1号相当児の入園に関しては10月1日以降に行うように、紳士協定を結んでおりますのでご協力をいただきますようお願いいたしますということで、ご協力をいただいておりますような流れになっておるのかなというふうに考えてございます。

その中で、先ほど片岡さんからもお話がありまして、実際、特に今年度の10月のカレンダーを確認いたしますと10月1日が土曜日でございますので、その日に入園願書受けられてテストをされる園さんもございましたら、10月3日に入園願書のご提出、その後にテストをされることもございますし、10月5日とか、そういった形で10月以降、少し日程はばらつきがございます。というのが現状でございます。

●関川会長

市立の幼稚園も募集はどうなっておりますか。

●事務局・松木

東大阪市立の幼稚園に関しましては、今先ほど森内委員の方からご説明ありました日付を基本としまして、先ほどもご説明がありました東大阪市の教育委員会と私立の幼稚園協会に所属されているところで協議をしまして、それをずっと引き続いてやっておりますので、基本的には曜日によりまして、基本的には10月1日という形があるんですが、土日の関係で3日かないし5日という形で募集を行っております。以上でございます。

●関川会長

はい、ありがとうございます。足並みがそろっているということですね。

はい、入所状況についてはいかがでしょうか。待機児童0というのは、市民の方からするとどんな受け止め方をされておられますか。中泉さんいかがですか。

●中泉委員

はい、中泉です。12年間お世話になっております。過去様々な施策を色々苦慮された結果なのかなと思ってはいますが、ちょっとずれるかもしれないんですけど、コロナでおうちにはるお子さんに対しての園の働きかけとか、そんなんはどうなっているかなとシンプルに感じたりはします。

●関川会長

はい、これについてお答えいただければありがたいんですが。

施設に入っていない子どもたちということですよ。

●中泉委員

そうです。

●関川会長

はい、お願いします。

●事務局・川西

在宅のお子さんっていうことで、今市内には子育て支援センターが6ヶ所とつどいの広場が18ヶ所とあるんですけど、そこで在宅のお子さんについては今コロナ禍の中なので一応予約を入れていただいて、それで密にならないような状況でということで、在宅の子育て支援を今しております。

もちろん保育所・こども園等の利用されたいっていうようなご相談もありますので、その方々に対してのコロナ対策としましては、この2年前からですね、郵送での受け付けということをしておりまして、窓口で密にならないような対策ということもやっているところです。

あとは個々子育てサポーターとかが、それぞれの現場に出向いてのアウトリーチとかをすることで、コロナ禍でおうちの中でお母さんと2人きりで1対1で向かい合ってストレスがたまるということがないようにというのは、我々も、そういうところに気をつけて今対応させていただいているところです。

●関川会長

はい、ありがとうございます。その他、よろしいでしょうか。

はい、好川委員お願いします。

●好川委員

はい。好川です。

未入所児童数、先ほど育児休業の延長によるのが100名程度ということなんですけど、それでもかなり増加

してるのかなっていうイメージがあるんですけど、その他の理由というのを教えていただけるようでしたら、お願いいたします。

●事務局・増井

はい。未入所児童数の方の事由は3つございまして、先ほどの育児休業を延長された方、こちらの方が大体190名ほどに今年度なってます。その他で申し上げますと、求職活動を辞められた方、これが130名ほどおられます。もう1つ最後は特定園を希望された方、これが80名ほどおられまして、この3つの要件になっております。

●好川委員

そしたらまず、この育児休業の延長っていうのは、今後入所希望があるというふうにとらえていい数字という感じなんですかね。それで求職活動を辞められたという方は2号3号という入所を諦めておられるのか、仕事が見つからへんのか、そのあたりの理由はあれですけど、というこの実際に未入所児童数のうち、今後入所に繋がるという部分で考えるのはどの辺りだと思っておられるのか。

●事務局・増井

そうですね、委員がおっしゃったように育児休業中の方は、将来保育所等に預けられることになるのは当然かなと思います。あと求職活動休止の方もですね、働き口といいますか、就労先が見つかりましたら入所される可能性も十分あると思います。特定園の方についてはやはり申請が集中しているところに申請をされていると、第一希望だけ申し込まれているとかそういう方ですので、この方はすぐに入所に結び付くかどうかっていうのは難しいところではあると思うんですが、一定求職活動を休止しておられたり、育児休業中の方っていうのは、将来入所申込されて入所されるという方もおられると考えております。

●関川会長

はい。未入所の内容も分析いただいて、必ずしも待機児童と同じように0を目指して施策を考えなければならぬわけではなくて、それぞれの事情の中で育児休業延長できる人が含まれており、同時に仕事を探すのをやめられた方も含まれての399人になりますので、当面待機児童0のレベルはクリアできたのかなと思います。

私とすれば29年くらいに0になるって見込みだったんですけども、当初の計画では。ただ27年以降、施設を増やせば増やすだけ新たな需要が増えてくるっていうような状況が5年ほど続いてしまい、結果0になったのが令和3年ということになっています。

ただご指摘のとおり入りたいところに入れる状態ではなくて、そして入りにくい地域もやっぱり存在するというのが状況です。引き続き皆様方のご協力いただければというふうに思います。

それでは次の議題ですが、議事2 認定審査部会の報告についてお願いします。

●事務局・中西

－【資料2】に基づき説明－

●関川会長

はい、ありがとうございます。

特定教育・保育施設障害児入所認定審査部会っていう組織があって、そして4月入所にあたって特例を適用してよいかっていう判断をこの部会でしていただいて、今年は7名の該当児童がおられるということです。

この組織のあり方・中身など、大西委員、少し他の委員の方にもご紹介いただけるとありがたいんですが。

●大西委員

すみません。着座にて失礼いたします。この委員会ではですね、障害のある児童が保育所入所をしていく上において、就労されていないご家庭の方もいらっしゃるわけですが、そういうことになると、集団の保育といいますか、子どもにとっての集団の保証といいますか、そういうところがなかなかできない。そういう点から鑑みて障害の状況を把握して、そしてやっぱり集団保育が必要であるという認定をしてですね、そういう側面に対してドクターの立場からと、それからそういう子どもの指導される方々とか、それと私とかで入りまして、委員会を設けて、市の事務局から言われる人達に対して、それが必要かどうかという審査をするという形になります。

ただ最初からずっとあるんですけども、長年続いているんですが、だんだんあり方が変わってきてまして、今後もう少しこの部会のあり方を考えていかなきゃいけないかなというようになってきています、以上です。

●関川会長

部会のあり方を考えるっていうのは、例えば、どんな問題・課題があってとのことでしょうか。

●大西委員

障害のあるお子さんで保育所に入所されている方もすでにいらっしゃるわけですが、なかなか各地域とかですね、それからご希望になってる園との調整が、担当部課の方でやっていただいているんですけども、なかなかその辺の調整も難しいところもあったり、それから特にこれからどんどん医療的ケアの問題も出てくるということで、そういった辺りのところでどの程度までこの部会で審査をしたらいいのかというようなところが問題になっているというところです。

●関川会長

はい、ありがとうございます。

配慮が必要な児童に対する加算などはこの部会の取り扱うことではないんですね。どうなっているか、教えていただけるとありがたいんですが。障害等で施設に入所されてる方が7名っていうわけではないでしょうから、全体で、加算対象になっている障害をお持ちのお子さんが東大阪の施設で何名ぐらいいるのかとか。その辺の情報をいただけるとありがたいです。

●事務局・川西

はい。今東大阪市ではですね、発達障害児の方が多くてですね、今年度、実は昨年度から100名ぐらい増えてまして、全体で630名ほどの障害児を保育所・こども園で受けております。この100名ほど、今まで大体550

名ほど、500名ほどでずっと推移していた数字が600名を超えたということで、なぜこういうふう急に増えたんだというような議論はこの春にかなり部内でもしていたところです。もしかするとコロナで、例えばマスク生活の中で、親と子どもさんのコミュニケーションとか、その辺にも問題があるんじゃないかというような、我々の中でもいろいろ意見がでたところとなっております。

あと障害児につきましては、今東大阪市のやり方では障害児の加算・加点をするのではなく、基本はお父さんお母さんの就労状況の点数で入所していく形でやってるんですが、もう一方で、今本当にそれでいいのかと、障害があるからお父さんお母さんが働きにくい状況にあるんじゃないかっていうことで、そういう方々に対する加点の仕方とかいうものも考えていけないんじゃないかという議論も、今我々の中ではやっております。

もう1点、先ほど大西先生にも触れていただきました医療的ケア児についても、この2日前ですね、7月20日にも今年度1回目の医療的ケア児の会議をしまして、その中でも受け入れ施設をどう拡充していくのかって話と医療的ケアのコーディネーターを市としてどういうところに配置していったらいいのかっていうような議題を議論してきたところです。その方向性についても、何とかこの年度内には、医療的ケア児も含めて、方向性を示していきたいなと考えているところです。

●関川会長

はい、ありがとうございます。

すべての障害を持った児童が、この入所によって審査部会にかかるわけではないということですね。はい、わかりました、ありがとうございます。

その他、ご質問・ご意見、はい、好川委員。

●好川委員

はい、こちらの件についてですね、1月21日に行われてるということは多分2月1日の入所決定に向けて、最終の確認を取られるという意味でやっておられるのかなと思うんですが、その申請段階っていうのは、通常の子どもさんと同じと考えていいんでしょうか。

●川西部長

通常と同じです。

●好川委員

はい、結構です。ありがとうございます。

●関川会長

はい、よろしいでしょうか。はい、中西委員、お願いします。

●中西委員

よろしくお願いします。

7名の方に認定を行ったということなんですけれども、その後その方たちはどうなったのかというのは、

皆さん入所されたんですかね。

●事務局・中西

はい、皆さん入所されています。

●中西委員

7名の方は入所されたということでよろしいですか。

●事務局・中西

はい。

●中西委員

先ほどの待機児童0というところの話にちょっと戻ってしまうんですけども、未入所児童の中に医療が必要な子どもたちとかもいらっしゃるというのは多分、行政の方でも認識してはるのかなとは思うんですけども、先ほど大西先生を仰ったみたいに、どういうふうに、先日の会議もありましたけれども、どのようにしていくのかというところとか、あとは申し込み段階でどういうふうに対応していくのかっていうところ、対応する方法があるんやったらちょっと教えていただきたいなと思うんですけど、医療の必要な子どもたちが窓口来た時点でどういうふうに対応するのかとか、発達障害の子どもさんとかでもそうだと思うんですけど、そういう特別な配慮とか、そういうことがあるのかどうなのか。用紙で申し込みするとは思うんですけども、そこに障害があるないとはわからないと思うので、そのあたりはどういう感じなのかなというところ、教えていただければと思います。

●関川会長

はい。よろしくをお願いします。

●事務局・中西

入所の時点で、かなり詳しく申請書の中に発達の状況をチェックしていただく欄がございますので、全てそのチェックシートを施設利用相談課の専門の者が確認いたしまして、少しでも気になる点があったりだとか、親御さんが気になることがあるというケースに関しましては全てこちらから電話させていただいて、今の状況を確認して必要であれば発達検査に来ていただいたり、保健センターの結果を聞かせていただいて、配慮が必要というふうに判断させていただいているケースに関しては全て親御さんとお子さんに合わせていただいて、状況を最終確認をして、介助度の判断しての入所というふうになっております。

●中西委員

それは医療の必要な子どもたちも同じという考えでよろしいですか。

●事務局・中西

そうですね、医療が必要なケースに関しては、受入側の保育園の状況もあるので、そこは保育園の状況で

あたりだとか、全て入所ができる状況では、正直今のところはないかなと思います。

●中西委員

というような話を受付の段階でされるということですか。

●事務局・中西

そうですね。希望される園にまずご相談くださいということはお声がけはしております。

●中西委員

申し込まれるお母さんが、その保育園に直接電話してくださいという案内をするということですか。

●事務局・中西

そうですね。その方だけでなく、全ての申込される方に関しては、見学に行ってくださいということは申込用紙には記載してあります。医療的ケアが必要なケースに関しては、園によって受入体制が異なりますので、どこまで希望園で対応できるかというところは、まず園の方にもご相談いただきたいということと、こちらでもどのような医療的ケアが必要かということは親御さんから聞き取りであったり書面で確認させていただいております。

●中西委員

はい、そうなんですけど、ごめんなさい。ちょっと細かい質問ですけど、親が保育園に行かないといけな
いのか、行政から連絡いくのかで全然話が変わってくると思うんです。申し込みしました、医療的ケアが必要
です、ああそうですかわかりました、じゃあ希望園に相談してくださいっていうのと、聞きました、一緒に話を
前向きにとらえているのかと全然違うと思うんですけど。仮に現場に任せっきりになるとお母さんの、例
えば伝える能力がなかったりとか、みんな全然受け入れる気がなかったらそこで話が終わってしまって、
そのお母さんどこ行くんでしょう。

●事務局・中西

そうですね、もちろん保護者の方からも直接伝えていただきますし、選考の対象になりそうなケースであれば特に、こちらからも状況をお伝えしますし、保育園・保育施設とのやり取りもこちらでさせていただきます。

●中西委員

はい、わかりました。

●関川会長

はい。

●好川委員

補足しましょうか。

●関川会長

はい、補足して説明をお願いします。

●好川委員

今のご質問でしたら、まず施設が保育所2号3号で入所される場合、できる限り100%ではないんですが、園見学に行っていて、そこで園がどんな体制であるのか、それはどなたにおいても、園を決める上で園見学をしてからどの園に入所したいかという希望を考えてくださいという意味で、事前園見学してもらうことを保護者の方々にはまず希望として伝えているという状況ですね。

それでその上で、いろんなルートでその子どもさんの障害の状況とかが、市の方にもまず入所時点が入ってきますので、市の方で事前に伝わっている情報については、入所を希望してる園に対して、もちろん情報としていただける。

そして我々としても、その第1希望でその施設に入所を希望している方に対して、ほとんど園さんが新規面接という形、親子面接みたいな形で、それ自体はその入所決定に何の影響もないんですけども、子どもさんの状況を知るという意味で、子どもと保護者、子ども同伴できていただく、その中で園側で、ちょっと何か行動が気になるなとかっていう、配慮が必要になるかもしれないっていうパターンの場合は、逆に役所の方にですね、その旨を伝えて、役所の方でも対応していただくというようなこともありますし、それが漏れることもありますので、今現在はもうぎりぎりまでですね、子どもさんの状況について役所と施設の方ですね、打ち合わせしていただいて、それにできるだけ適した形で配慮ができるように、加配等ですね、調整していただいているという状況です。

●関川会長

よろしいでしょうか。

●奥野委員

いいですか。

●関川会長

はい。

●奥野委員

先ほどご説明で発達障害が100名ほど増えてってところで、保育園に入所されているお子さんで、服薬まで必要な発達障害のお子さんなのか、発達障害っていうのはやっぱり精神科医からきちんと診断名をつけてっていうのが発達障害であって、いうたら僕であっても偏りは絶対人はあると思うので、その辺の情報というのがすごいネットとかでもいろいろ、こうだったらこういう発達障害じゃないかっていうことの情報も偏りすぎているような気がして。やっぱり児童専門科医の方がみるのと普通の精神科医の方がみるのでも、

その診断名によっては、ああそれなら発達障害ですって診断される精神科医さんがいる、現に僕経験したことがありますし。というところで、すごくひっきりが話きいてあったんですが、保育園に行かれてるか幼稚園行かれてる子で服薬まで必要なお子さんがいるのかってことを知りたいなど。

●好川委員

正確な数字は、ちょっとわからないんですけど、服薬まで必要な方というイメージではないのかなと。基本的に施設においてよほどの限り、どうしても必要な場合を除いたら与薬は行わないという姿勢をもってられる施設が多いと思います。風邪薬等でも朝と夕にして施設ではあげないでもいいように配慮してもらうとかですね、そのような形にしてる場合が多いので、そのケースが非常に少ないのではないかと思います。

●奥野委員

注意多動性の子みたらほんまに止まってないので、しっかり診断を受けてそれらしき子どもっていうような僕の中では認識なんですけど、本当に止まらない子どもが、今実際そういう診断を受けているのか。僕は仕事が専門職なんで、この一般ではどうなのかっていうのがちょっとわからないので、その辺を教えていただければ非常に勉強にもなりますし、いいなと思うんですけども。

●事務局・中西

先ほどから発達障害という言葉が何回か出ていると思うんですけども、この630人ほどの配慮の必要な方のうちに診断を受けている方の数というのはすぐにはわからないんですけど、ごくわずかだと思います。半数以上は診断のついていらない方で、発達障害の疑いだけでなく、知的に境界域以下であっても配慮が必要と判断しておりますし、発達障害に限らず集団生活において何かしら配慮があった方がお子さんの発達が伸びるであろうであったりとか、集団生活がしやすいであろうという判断に基づいて加配の判断を行っておりますので、実際発達障害という診断がついている方は少ないといえますか、割合としては少ないと思います。

●関川会長

よろしいでしょうか。

●奥野委員

はい。

●関川会長

はい、ありがとうございます。ただいまのご意見で、理解が深まりました。ありがとうございます。

それでは、続きまして、議事3子ども・子育て支援事業計画の進捗についてご説明いただければと思います。

●事務局・本家

資料3-1になりますが、子ども・子育て支援事業計画の進捗につきましては、（1）就学前児童の学校

教育・保育の提供体制、それから3の(3)ですね、留守家庭児童育成事業、それから(5)の地域子育て支援拠点事業の中でも(仮称)石切子育て支援センターの、以上3事業につきまして、それぞれ担当より説明いたします。

●事務局・片岡

－【資料3-1】((1) 就学前児童の学校教育・保育の提供体制) に基づき説明－

●事務局・樽井

－【資料3-1】((3) 留守家庭児童育成事業) に基づき説明－

●事務局・古井

－【資料3-1】((5) 地域子育て支援拠点事業) に基づき説明－

●関川会長

はい、ありがとうございます。

ただいまの説明について、ご意見・ご質問ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

●斎藤委員

失礼いたします。

No.(1)の⑩のところ、保育ニーズの動向っていうものその具体性について教えていただけたらと思うんですけど、他の項目のところの例えばニーズという言葉があちこちで出てくるかなと思うんですけど、そこでは低年齢だったりとか家庭の状況であったりとか、イメージとして私も読み取ることができたんですけど、(1)の③の事業概要のところとリンクさせたときに、今後の保育ニーズの動向っていうところで、どういう内容でニーズをとらえてらっしゃるのかなというところ。人数だけではないかなと思うんですけども、内容具体的に教えていただけたらと思います。

●事務局・片岡

はい。今待機児童0になりまして、今後それを継続する取組の1つ、また確かにおっしゃられているみたいに人数だけではなく、今実際保育施設を運用されている方のご意見を聞きながら、例えばここに書かせていただいている老朽化に伴う古い建築物の保育施設も多くございますので、そこで安全・安心で快適な環境で保育を継続できるように、現場の声も聴きながら考えていきたいという意味でございます。以上です。

●関川会長

よろしいでしょうか。

●斎藤委員

はい。ちょっとね、何でしょう。待機児童のことはずっと多分継続して今までも論じられてきてるんです

けれども、私やっぱり現場の中で質っていうところに、やっぱり今後多様性っていうところで、1人1人の子どもとか家庭環境にあった状況に、いかにやっぱり寄り添っていけるのか、教育・保育を提供していけるのかってところが、現場としての一番の重要課題になってるところがあるんですね。そこからしましたときに、いったいこの共有できる場が、なかなかやっぱり委員会とはいつも連携できたり一部分とは連携できているんですけど、こんなに多種多様な方たちがそろっている場で、質っていうところで、どうしてもいつも中途半端で終わってるかなと感じてる部分があるので。建物のことであつたり、人数のことであつたりはもちろんあるんですけども、質の高いついていう部分をもうちょっと、一緒に共有できたらなというふうに思う、常々から思っているので、今後そういう方向性もプラスアルファ説明の中で提示いただけたらと思います。

●関川会長

はい、吉岡委員今日ご欠席ですけれども、もう数年前から、単に需要と供給だけではなくて教育・保育の質の内容について、市として考えを持つべきだということを繰り返しいただいて、この子ども・子育て会議の場でも共通理解ができつつある。が、じゃあ一体東大阪は教育・保育の質の向上で、具体的に何を課題として動いていくのかということについては踏み込んで議論はまだできていない。それはこれから事務局とも協議しながら、皆さんもご意見いただいて進めていきたいなと思っています。

需要と供給って言った場合は、あくまで事業計画における施設整備を考えて調査をした上で、需要はどんぐらいあるのか、供給・定数は、定員は足りているのかという判断をする時には、需要と供給っていう言葉を使います。保育ニーズというのは、単に数の問題だけではなくて、1人1人のニーズ、教育・保育のニーズをどうとらえるかっていうことが対象になってくると思います。

とりあえず、待機児童の問題は現状では解決していますので、量の問題は解決できている、本市においては量の問題は解決している。量から質の問題へ、これから転換していかなければいけないんだというふうには思っておりますので、今後ともご協力よろしくお願ひいたします。

はい、その他いかがでしょう。はい、井上委員お願いします。

●井上委員

すみません。今ご説明いただいた項目ではないんですが。

●関川会長

構いません。

●井上委員

(4)のショートステイのところなんですけども、令和3年度の事業実績に対する評価が利用希望者のニーズに十分対応できていないと。で、令和4年度はどうしていくかってところで、児童養護施設等と連携を強化し、というような文言があるんですが、この児童養護施設等の部分に里親ってというのは考えておられるのかどうかをいうのをお尋ねしたいと思います。と申しますのも、かつては市町村から直接里親にこのショートステイの委託できなかったと思うんですけど、今はもうできるようになっていると思いますので、里親を含めることによってこのニーズに対応していく方法もあるのかなと思いますので、そこのところはいかが

でしょうか。お尋ねいたします。

●関川会長

はい、よろしくお願いします。

●事務局・高品

子ども見守り相談センターの高品です。今、委員ご指摘の里親の件ですけれども、確かにショートステイという非常に必要性は高いんですけれども、なかなか児童養護施設だけでは対応がしにくいというのは、本当に今回のコロナのこともございますし、あと実際に府の児相の方ですと、一時保護等が必要になってきたときに、先にそちらの方が使われてしまっていると、市の方でショートステイ使いたいという時に使えないという現状がございます。それについては、やはり今こういう状況の中で、実際に児童養護施設が本当に市の必要な時に受け入れていただくことが可能な状況なのかどうかというところを今受け入れていただいている児童養護施設さんの方に行かしていただいて、ご意見や色々伺っていききたいというふうなところを1つ考えております。

里親さんの件につきましてはですね、国の方からも里親さんにショートステイをしていただけるような整備をしていくようにというところで、各都道府県にも下りてきていて、東大阪の方も実は大阪府さんともお話し合いはさしていただきました。ただ、なかなかその里親さんの候補であったりとか、確保であったりとか、マッチングの問題であったりとか、いろいろある中で、すぐに市が直接に里親さんに依頼をするというのが、まだちょっと難しい状況ではないかというところで、現在も大阪府さんとはどんな形で進めていけるのか、府の方も今あんまりたくさん里親さんをこの圏域で確保できているわけではございませんので、そういう方々の中でマッチングをしながら、里親さんの育成もしていきながらというところで、少しまた時間がかかるのかなと考えておりますが、将来的にそういう形は必要になるとは認識しております。

●関川会長

よろしいですか。

はい、その他いかがでしょうか。留守家庭及び地域子育て支援拠点事業、石切のオープンが控えておりますが、いかがでしょうか。ご意見・ご要望・ご質問よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

それでは、最後になりますけど、その他案件でございますけれども、児童相談所設置の方向に向けて議論をしていただいているところであります。中核市に移行した段階から児童相談所を作らなきゃいけないよねっていう議論をずっと部長としてきていました。当時の部長としておりましたが、ようやく児童相談所設置いただいて、ということになりそうでございます。事務局からその件について少しご説明していただけますでしょうか。

●事務局・高橋

－【資料4】に基づき説明－

●関川会長

はい、ありがとうございます。

ただいまの説明について、意見・質問あるいは最後事務局からも一言ありましたけれども、ご要望などありましたら、ぜひともご意見頂戴したいというふうに思います。

はい、奥野委員お願いします。

●奥野委員

僕の勤め先が児童養護施設で、そこで僕今総括主任をしてるんですけども、児童相談所、府の児童相談所との繋がりがというのは、今所長になられていらっしゃる方が若い頃から一緒にしてきて、児童相談所の大変さっていうのをすごくわかっている1人なのかなと思っております。

交換研修というのが大阪府と施設でございまして、僕、数日間なんですけど、児童相談所に交換研修として行って来たんですけど、そりゃ大変というか、もう止まってないような状況で、電話8回線あったらしいんですが、ほぼ開庁時間ずっと鳴りっぱなし、それに対応しておられる姿、SVの総括主任や課長の方は全部のことを把握してそれに指示出して、何かあれば一時保護で動かないけないから、そういう場合に一緒についてきてくれるかって言われて一緒に行った時もあったんですけど、それほどの専門性がすごく必要であるので、すごく大変なことなんやろなとは思ってます。

多分今まで子育て支援センターがやってきた分じゃなくて、僕らみたいな施設との関わりも、児童相談所を設置すると必ず出てくるので、もちろん児童養護施設だけじゃなしに、東大阪市には向陽学園さんのように福祉型の入所施設、障害の入所施設もありますんで、その辺との連携も絶対に必要になってきますし、莫大な仕事量が想像されるんですけど。

現在、豊中市が中核市で、東大阪市に先行して、児童相談所設置に向けて動かれてるんですけども、そこには、元、定年を迎えられた児童相談所所長であるとか、児童相談所の関係の方が4、5人入って進めているって聞いてるんですけども、ここまでの専門の方も入れて、今後進めていくのかどうかをまずお聞きしたいなと思っております。

●関川会長

はい、いかがですか。

●事務局・高橋

はい。まず職員体制なんですけれども、先ほど申し上げましたように、東大阪市の児童虐待、大阪府の児相で対応していただいている件数が2000件を超えておりますので、児童相談所の相談職である児童福祉司の数が、尋常じゃない人数を配置しなければならない状況で、その採用に向けては関係課の方と協議を進めまして、9年の開設を目指しておりますので、それまでの間に年次的に採用をしていただいて、児相ができるまでは、まず児童福祉司につきましては社会福祉士とか精神保健福祉士の資格をもってらっしゃる方を充てたいというふうに思っておりますので、その方々については例えば子ども見守り相談センターであったりとか、生活保護のケースワーカーであったりというような部署で育成をしていただいて、福祉職全体の中で児相への配置というふうなことを考えていきたいと思っております。

またSVっていうふうなことにさっきおっしゃいましたけれども、そのSVの数もものすごい数が必要になってきま

すので、先ほど児童福祉司に充てたいと思っている職員については、先に採用して子ども見守り相談センターであったりとか生保の分野で育成と申しあげましたけれども、SVになれる方については市の方での育成は基本的にできないんです。児童福祉司としての経験年数が問われてきますので。だからすでに児童福祉司のSVができる資格を持ってらっしゃる方の採用であったりとか、あとは可能かどうかはまた大阪府さんと折衝しなければならないんですけれども、大阪府さんからの応援をいただいてという形で、とりあえずは、なんとしても開設のためにはものすごい人数を揃えなければなりませんので、関係部署に働きかけて、色んな手立てを考えていただきながら、確保していきたいと思っています。

また非常に厳しい状況の中では、豊中市さんが令和7年度、また尼崎市さんが令和8年度に開設を目指してらっしゃるとお聞きしておりますので、同じような地域で人の取り合いになるのかなと心配してるところもあります。でもなんとか確保できるように頑張っていきたいと思っています。以上です。

●関川会長

はい、ありがとうございます。

その他、はい、中泉さんお願いします。

●中泉委員

保育所保護者の立場からなんですけど、ものすごい大変やねんっていうのは伝わってきていて、けど、そんな大変な市に転居したいかなというのが本音です。だって大変な案件がたくさんある市なんだというのが、今ひしひしと伝わってしまっていて、親の立場からすると児相という建物があって何が現状変わるのかなっていうのが知りたいなと思っているのと、もちろん、子ども家庭センターと市が一体化するメリットというのは十分、十分わかります。ただ2年前に子ども見守り相談センターが設置されて、この2年間で痛感する課題っておっしゃったのをみると、どんな内容が明らかになったんやろうっていうのも気になりますし、もっとちっちゃい話でいうと、子どもの歯医者とか耳鼻科とか眼科とか、お母さんたち再検査いかはらないんですよ、最近。だから子どものお手紙にお母さん再審査行ってくださいとわざわざ書いてあるような時代で、ここだけ切り取ると危険ですけど。子どもに興味がないお母さんが、やっぱり増えてる気がします。これがまさしく児童虐待の予備軍なんやろなと思ってて、そういう周りのサポートが必要な人とか家庭へのシームレスな支援どうあるべきか、みたいなのところの方が親としては、箱が大変なんですというよりは知りたいなっていうのがあるので、今この2年間頑張らはってきた課題がどんなんで、それ解消するためにどういう児相になっていって、そしたら子どもが夢をこんなふうに描けるんですみたいなお話が欲しいです。以上です。

●関川会長

はい、ありがとうございます。

この2年ぐらいは本市における子ども関係の施策全般の中で、どういう役割を上げていけるのかっていう議論をしていただこうと思っています。ですから、虐待リスクの高い方に対応するために児童相談所を作るだけではなくて、この児童相談所を作ることによって、今中泉委員がおっしゃっていただいたように、少し不安なお母さん方の支援を含め、シームレスかつ包括的な支援の体系を再構築する一つのチャンスなのかなと。ですから、社会福祉審議会の児童部会だけではなくて、子ども・子育て会議においても本市における全

ての子どもの幸せを、家庭の事情の如何を問わず、皆さんと連携しながら作っていくためにはどうしたらいいかっていうことをまず議論いただいて、可能であればこの場にも提示していただいてご説明いただき、皆さんからご意見いただけるような機会をぜひ作りたいと思っています。

児童養護施設だけではなくて、保育所、認定こども園、幼稚園の皆様方にもご協力いただきながら、最終的にこの児童相談所の役割を一緒に考えていただいて、こうしていただければありがたいとか、こうしたことがもっと連携すればできるはずだっていうご意見を、ぜひとも今後頂戴したいと思います。

説明にもありましたように、子どもの福祉、将来の夢が持てるような構想の中でこれを位置付けたいと。どうやって箱物、特に最低限度の人を確保するかっていうことが、とても責任者とすれば、とても難しい課題だと思えますけれども、それ以外の大きな枠組みをもういっぺん見直すチャンスなのかなと思っております。

はい。今、ご質問についてもちょっと答えていただけますでしょうか。この2年で気づいたこと、虐待事例が増えているということだけではなくて、リスクの高い子など、はい、お願いします。

●事務局・石塚

子ども相談課石塚です。この2年で子ども家庭総合支援拠点ということで、3つ家庭児童相談室という組織が1カ所に集約されたわけなんですけれども、その中でやはり東大阪市に虐待が多いっていうのは、単なる重症事案が多いとか、そういうお子さんお母さん多いということではなく、やはり市民の中の、今要対協という組織の中で、いろんな連携をとりながら、お母さんとかお父さん、あとご家庭の支援を行っているんですけれども、やはりその見る力というか、そういう困っている親子さんにアプローチする力もあるんじゃないかと、市民の方の見る目というかそういう視点もあるんじゃないか。それは全国で行われる学会なんかもあるんですけれども、やはり東大阪の虐待のシステムというのはすごく細やかにできているなというのは、ちょっと自画自賛ですけれども思っていて、そんな中でやはりそういうお子さんたちをたくさん助けている事案もきっと多いんじゃないかなっていうのをずっと感じています。

東大阪は母子保健の方も予防ということ、あと発生予防ということをだいぶ力注いでおりまして、児童福祉の方と力を合わせてずっとやっているっていうことも思っております。国の施策の方も出ておりますように、母子保健と児童福祉の連携ということで、こども家庭センターということも東大阪市としては考えていきながら今後進めていかないといけないと思うんですけれども、そういった中でこの2年の成果というのは、市民の方にはちょっと見えにくいと思うんですけれども、すごく相談件数が増えています。それは大変な事件が多いとか、大変な事象が多いということではなくって、相談の敷居がすごく下がっているんじゃないかなっていうことと、あとは大阪府の中でここ2年大きな事件っていうのが、昨年摂津の事件、今年、まだ今進行中なんですけれども富田林の事件。そういったことがある中で、やはり市民さんの関心っていうのは、その事件がある毎にすごく連絡・通告・相談っていうのが増えています。

そういったことで、数だけ見て多いということは言えると思うんですけれども、それだけ市民の方が相談してきてくださっているなという実感もあります。

●関川会長

相談内容から見える課題、子育て支援の課題というのは、具体的にはどんなものがあると考えられますでしょうか。

●事務局・石塚

相談から見える子育て支援の課題。やはり、市の中のいろんな組織の連携ってというのが一番大事かなと思っています。あとは相談できる、やはり核家族が増えている中で身近に相談できる人がいない家庭というのが多いと思います。なので先ほどお答えしたようなショートステイであったりとか、あとは気軽に相談できる一時預かりであったりとか、そういった支援者がいない、あとはすぐにそういったSOSを出せて、それに応えられるような施設とか人とか、そういったものを作っていくことが大事じゃないかなと思います。

●関川会長

はい、ありがとうございます。

その他。

●事務局・高品

補足よろしいでしょうか。

先ほど関川会長がおっしゃったように、中泉委員がおっしゃったように、シームレスなところがですね、やっぱりなかなか上手にできていないのではないかなと思います。この2年間、ちょうど子ども見守り相談センターが立ち上がってから2年ちょっと経過しましたがけれども、非常に相談が多くなってまいりまして、その対応に非常に追われて、すぐに迅速に対応していく、危機感を持って対応していくという中でですね、そこで対応している方もそこだけに追われてしまって、もっともっと前の段階で、子育ての段階であったりとか、そういうもっと予防できる段階、養育の段階でもう少しやっつけていけることがあるんじゃないのかなというのは思いながらも、そこまでなかなか手が出せていないのが正直なところではあります。

そういったことを考えてみた時に、ほんとに妊婦さんの頃から、子どもさんが生まれる前から、生まれてそれから成長していく中で関わっていく機関っていうのは、保健センターであったり、保育所であったり、子育て支援センターであったり、今ある子ども見守り相談センターであったり、先々子ども家庭センター、児相ということになっていくんですけども、虐待であったりとかに至るまでに、何かしらシームレスなところをうまくそれぞれの良さをお互いに情報共有しながら連携をしていければ、もっともっと事前に予防が、虐待に至るまでに発見できたりするんじゃないかということもある中で、でもやっぱり最終的な対応のところは児童相談所があるということで、もっともっと地域住民にそくした支援が、市の子ども見守り相談センターであったり、保健センターであったり、今児童福祉法の一部改正の中で言われているこども家庭センターという役割もそういうところになってくるかと思うんですけども、そういうところで担っていくように、またこの場で皆さんと一緒に協議をしながら、作っていったらいいかなと考えております。

●関川会長

はい、ありがとうございました。

虐待に至る前のプロセスで、すぐに周りに相談できる人がいない状況で、本人は一生懸命子育てしてるつもりであるが、とても専門家の皆さんから見ると将来的には虐待のリスクが大きくなっていかなければいいと思われるケースがあって、そうしたケースはおそらくご本人自ら相談に結び付かないケースだというふうに思っています。色んなところで、その方々が発見できて、繋がることができれば、市が今考えているシームレスな包括的な体制の中で、そのリスクを大きくしないうちに小学校なり中学校なり進学して育ってい

ただけるような街になればいいと思っているところです。なかなか連携って言うのは言うに易く行うに難しく、課題はたくさんありますけれども、これを1つきっかけにいいものができればいいというふうに考えております。

はい、ご説明ありがとうございました。

その他、よろしいでしょうか。はい、中泉さんお願いします。

●中泉委員

今の話と違うんですけども。

●関川会長

構いませんよ。

●中泉委員

東大阪市の子ども・子育て会議ってということで、次回に回答いただくので大丈夫なんですけど、令和5年度の特別支援教育にかかる学びの場についてってということで、現在特別支援学級の在籍児にのみ東大阪市の教育委員会の方から通達がきているケースがありまして、それが今年度特別支援学級在籍の子どもで、半分以上特別支援学級で学習しているならば令和5年度特別支援学級在籍です。大半の時間を通常学級で学習しているならば、ここが通常学級の在籍としましょう。そして、その中で通級による指導を希望される方は週1～8時間ですが、そうでなければ通常学級のみですよっていう、とてもとても、正直ごめんなさい、保護者の立場としてわかりにくい文章がありまして、先ほど去年より全体で発達障害児が100名増えてますというような報告もあったりする中で、この動きといいますか、令和5年度のこの動きが何を指しておられるのかなっていうを聞かしていただきたくて。

まず、これって先に半分以上、原則週の授業時間数の毎分以上を特別支援学級で受けてるお子さんは特別支援学級在籍ですよっていうのって、もう条件つけられてるので、合理的な配慮といえないんじゃないかなとか、本人自身の意思決定が整合性ってどうなんだろうってというのが、保護者としてすごい危惧しましたので、次回もしこの辺のご回答いただければ大変ありがたいなと思ひまして、私だけじゃないと思うんです。市民の方、今困られていると思うので、きちんと文書が残る形で、もう少しわかりやすい内容のご回答いただけたらなと思っています。

●関川会長

詳しい話は次回でも構わないんですが、通知の内容だけ簡単に説明いただけないでしょうか。

●事務局・中渚

学校教育推進室の中渚です。今のご質問の部分ですが、東大阪市独自のものではなくて、文部科学省から、この4月「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」通知が出たところです。その中で、これまで東大阪市としても「ともに学びともに育つ」インクルーシブ教育ということで、なるべくたくさんの時間を皆でともに学ぼうということで進めてまいりましたし、具体的に支援学級で学ぶ時間について何時間であったりとか、半分以上とかそういったことは国の方からも示されていなかったところです。

この4月、文部科学省から、支援学級に在籍する児童生徒は基本的には週の授業時数の半分以上を支援学級で学ぶのが基本であるという通知がきたところで、令和5年度以降に向けて通級による学習もありますので、そういった部分を含めて、学びの場の選択をしっかりとするという通知がありましたので、そのことについて保護者の方に、今回の1学期の懇談会の時等に、まずは個別に説明を学校からさせていただいているところです。以上です。

●関川会長

はい、ありがとうございます。

丁寧な説明をすればわかる話と、それに伴って保護者の方々がどういった気持ちであるのかというところを把握して、本市で解決できる対応があるのであれば、それを少しご検討いただければと思います。

次回、説明いただきましょうか。

●中泉委員

はい。

●関川会長

はい。次回本市の状況について、文科省から通知が出ましたっていうところまではわかり、それはインクルーシブ教育を否定するものではない。運用において本市がどういうふうを考えているのかというところを、少し保護者意見も踏まえていただいた上で、次回ご回答いただければというふうに思います。よろしく願います。

はい、よろしいでしょうか。

それではそろそろ時間も迫ってきておりますので、本日の子ども・子育て会議、これで終了したいと思います。事務局にお返しいたします。

●事務局・本家

ありがとうございました。

それでは以上をもちまして第42回子ども・子育て会議を閉会させていただきます。

本日は長時間のご審議、ありがとうございました。